

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第5章〔略〕 第6章 雑則(第17条 <u>第33条</u>) 付則 (使用の制限又は禁止) 第14条 区長は、公園の管理上必要があると認めるときは、公園の<u>使用</u>を制限し、又は禁止することができる。 (有料施設の使用) 第15条の3 有料施設(すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。<u>別表第6を除き、以下同じ。</u>)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。 2 〔略〕 (原状回復及び損害賠償義務) 第21条 <u>有料施設の使用の承認を受けた者は、その使用する施設を毀損したとき、又は使用期間の満了、停止若しくは使用の承認の取消しがあったときは、直ちにその使用する施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>有料施設の使用の承認を受けた者が前項に規定する義務を履行しないときは、区長がこれを執行し、その費用を徴収する。</u> <u>(指定管理者による管理)</u> 第22条 <u>区長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。</u> <u>公園施設(法第5条第1項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設及び隅田公園自動車駐車場以外の有料施設を除く。以下同じ。)の維持及び修繕に</u></p>	<p>目次 第1章～第5章〔略〕 第6章 雑則(第17条 <u>第23条</u>) 付則 〔同左〕 第14条 区長は、公園の管理上必要があると認めるときは、公園の<u>利用</u>を制限し、又は禁止することができる。 〔同左〕 第15条の3 有料施設(すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。以下同じ。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。 2 〔略〕 〔同左〕 第21条 <u>使用者等は、その使用する施設を毀損したとき、又は使用期間の満了、停止若しくは使用許可の取消しがあったときは、直ちにその使用する施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>使用者等が前項に規定する義務を履行しないときは、区長がこれを執行し、その費用を徴収する。</u> 〔新設〕</p>

関する業務

— 公園施設の利用の受付及び案内に関する業務

— 特定占有許可（第10条の2に規定する物件を設けない占有の許可のうち、規則で定めるものを除いた占有の許可をいう。以下同じ。）に関する業務

— 第13条ただし書の規定による同条第2号、第3号及び第5号に係る許可に関する業務

— 第14条の規定による公園の利用の制限又は禁止に関する業務

— 隅田公園自動車駐車場の利用の承認に関する業務

— 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 第10条の2、第11条、第13条、第14条、第15条の3、第17条から第19条まで及び第21条の規定は、前項の規定により指定管理者が行う公園の管理に関する業務について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条の2の見出し	物件を設けない占有	特定占有許可
第10条の2	物件を設けないで公園を占有し	特定占有許可を受け
	区長	指定管理者
第11条の見出し	占有	特定占有許可
第11条	区長	指定管理者
	占有の許可	特定占有許可
第13条各号列記以外の部分	第1号から第5号までに掲げる行為については、	第1号及び第4号に掲げる行為にあっては
	受けた	、第2号、第3号及び第5号に掲げる行為にあっては

		あらかじめ指定管理者の許可を受けた
第14条の見出し	使用	利用
第14条	区長	指定管理者
	使用	利用
第15条の3の見出し	有料施設	隅田公園自動車駐車場
	使用	利用
第15条の3第1項	有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。別表第6を除き、以下同じ。）	隅田公園自動車駐車場
	使用	利用
	区長	指定管理者
第15条の3第2項	有料施設	隅田公園自動車駐車場
	使用	利用
第17条	公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可又は有料施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者等	特定占用許可又は隅田公園自動車駐車場の利用の承認を受けた者（以下「利用者等
	使用者等	利用者等
第18条の見出し	使用料等	利用料金
第18条各号列記以外の部分	使用料及び占用料	利用料金
	区長	指定管理者
第18条第1号	使用者等	利用者等
	使用する	利用する
第18条第2号	使用者等	利用者等
	使用開始	利用開始

	使用の	利用の
第18条第3号	区長	指定管理者
第19条の見出し	使用料等	利用料金
第19条	区長	指定管理者
	使用料又は占用料	利用料金
第21条第1項	有料施設	隅田公園自動車駐車場
	使用の	利用の
	使用する	利用する
	使用期間	利用期間
第21条第2項	有料施設	隅田公園自動車駐車場
	使用	利用

(指定管理者の指定の手續)

第23条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

— 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な管理運営が図られるものであること。

— 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定の取消し等)

第24条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

— 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

[新設]

[新設]

— 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

— 第26条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。

— 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、区長が臨時に公園施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、第12条第1項に規定する規則で定める占用料並びに同条第2項及び第16条第1項に規定する規則で定める使用料を徴収することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第25条 区長は、指定管理者を指定し、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。〔新設〕

(管理の基準)

第26条 指定管理者は、次に掲げる基準により、公園の管理に関する業務を行わなければならない。〔新設〕

— 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

— 公園の効用の発揮を妨げない管理運営を行うこと。

— 公園施設の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金)

第27条 特定占用許可により公園を占有する者及び当該占有に当たり付属設備を利用する者並びに隅田公園自動車駐車場を利用する者から徴収する利用料金は、別表第8に定める額の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める。〔新設〕

2 前項の利用料金の徴収方法は、規則の定めるところによる。

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(事業報告書の提出等)

第28条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、公園の管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

— 管理の実施状況

— 管理に係る経費の収支状況

— 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の管理の実態を把握するために必要なものとして区長が定める事項

2 区長は、必要があると認めるときは、公園の管理の実施状況等について、指定管理者に報告を求めることができる。

(秘密保持義務)

第29条 指定管理者及びその従業員で公園の管理の業務に従事するものは、公園の管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合においては、墨田区個人情報保護条例(平成2年墨田区条例第19号)の規定を遵守しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第30条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、公園施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第31条 指定管理者は、管理の業務により公園に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、指定管理者の責めに帰することができない特別の事情があると区長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(過料)

第32条 第13条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同左〕

第22条 〔同左〕

(委任)  
 第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第8  
 利用料金

種別	単位	区分	利用料金
写真撮影のための常時占用	撮影機1台、1月		10,800円
			0円
写真撮影のための臨時的な占用	1回(1時間以内)		16,875円
			5円
墨田区立隅田公園(区長が別に指定する区域内に限る。)における事業又は営業活動を伴う占用	1平方メートル		午前6時から午前10時まで
			午前10時から午後4時まで
			午後4時から午後10時まで
その他の占用	1平方メートル、1日		45円
付属設備	1系統、1時間以内	電気設備	90円
		その他設備	100円

(同左)  
 第23条 (同左)

[新設]

自動車駐 車場	30分以 内の場合、	大型車・ 中型車	無料
	1台、1 回	その他の 車両	無料
	30分を 超える場 合、最初 の30分 を除き、	大型車・ 中型車	400円
	1台、1 回、30 分までご とに	その他の 車両	100円

付記

- 1 付属設備のうち、その他設備とは、控室スペース、バックヤード、音響設備、テント等固定用さや管等をいう。
- 2 別表第7付記5に規定する規則で定める使用時間を超えて自動車駐車場を利用した場合は、この表の規定による所定の利用料金に加え、当該利用時間を超えて利用した日1日につき2,000円の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める額を徴収する。

付 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。